

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月6日
【会社名】	ファイザー・インク (Pfizer Inc.)
【代表者の役職氏名】	副社長兼秘書役 マシュー・レポー (Matthew Lepore, Vice President and Corporate Seretary)
【本店の所在の場所】	アメリカ合衆国10017-5755 ニューヨーク州 ニューヨーク市、イースト42番ストリート235 (235 East 42nd Street, New York, NY10017-5755, U.S.A.)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 石 井 禎
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区永田町二丁目13番10号プルデンシャルタワー 東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業)
【電話番号】	(03)5157-2700
【事務連絡者氏名】	弁護士 鈴 木 惇 也 弁護士 関 口 毅 人
【連絡場所】	東京都千代田区永田町二丁目13番10号プルデンシャルタワー 東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業)
【電話番号】	(03)5157-2700
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	ファイザー・インク 記名式額面普通株式(額面金額：0.05米ドル)の取得に係る新株予約権証券
【届出の対象とした募集(売出)金額】	0.00米ドル(0円)(注1) 56,655,731ドル(4,407,249,314円)(注2)
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	なし

(注1) 新株予約権証券の発行価額の総額。

(注2) 新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権証券の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。

(注)

1. 本書において、文脈上別段の指示がある場合を除き、「当社」または「ファイザー」とは、文脈に応じてファイザー・インク及び／または1社以上のその子会社を指す。
2. 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「米ドル」、「ドル」及び「\$」はアメリカ合衆国ドルを指す。本書において便宜上記載されている日本円は、1米ドル＝77.79円の換算率（平成24年1月25日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売相場仲値）により換算されている。
3. 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年2月1日付をもって提出した有価証券届出書の記載内容の一部に訂正が生じたので、関係事項を本訂正届出書により下記のとおり訂正するものであります。

【訂正事項】

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(2) 【新株予約権の内容等】

【訂正箇所】

訂正箇所は、下線で示しております。

<訂正前>

第一部 【証券情報】**第1 【募集要項】****1 【新規発行新株予約権証券】****(2) 【新株予約権の内容等】**

新株予約権の目的となる株式の種類	ファイザー・インク 記名式額面普通株式(額面金額：0.05ドル)(注1)(注2)
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権1個につき1株 本新株予約権の目的になる株式の総数は2,578,777株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき21.97米ドル(1,709円)(注2)(注3)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	56,655,731米ドル(4,407,249,314円)(注2)(注3)(注4)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格：新株予約権1個につき21.97米ドル(1,709円)(注2)(注3) 資本組入額：新株予約権1個につき0.05米ドル(4円)
新株予約権の行使期間	自2015年2月23日 至2022年2月22日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	アメリカ合衆国08534 ニュージャージー州 ベニントン私書箱 06-02-S0P メリルリンチ・ドライブ 1600 メリルリンチ・プロセッシングセンター ファイザー・ストック・オプション・ユニット
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の付与時に報酬委員会がこれを定める。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項	原則として本新株予約権を譲渡することは出来ない。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	後掲本プランの訳文第4条(c)を参照のこと。

- (注1) 新株予約権の目的となる株式は、既に発行され当社が買い戻した自己株式、金庫株又は新規発行株式を使用する予定である。
- (注2) 合併、併合、資本再編成、再組織、株式配当、特別現金配当、株式分割、株式併合、スポンオフ若しくは同様の取引又は当社株式に影響を及ぼすその他の会社構造の変更が行われた場合、本プラン及び新株予約権に対し、適切な調整及びその他の差替えが行われるものとする。かかる調整には、報酬委員会が本プランに定められる制限に従って適当と決定する、本プランに基づいて交付される有価証券の総数、クラス及び種類に対する調整、加入者全体又は一名に対する調整、新株予約権の数量、クラス及びオプション又は行使価格に対する調整が含まれるが、それらに限定されない。
- (注3) 新株予約権の行使時の払込金額は、米国ニューヨーク証券取引所における当社普通株式の2012年1月3日における1株当たりの終値に基づいている。
- (注4) 本届出書によって募集する新株予約権が、当社普通株式の同等数を購入するために全て行使された場合を前提とする。
- (注5) いかなる状況であっても、当社は新株予約権を再取得しない。消滅、期間満了、失権若しくは取消となった又は現金で決済された新株予約権の対象となる株式は、全部か一部かにかかわらず、後掲本プランの訳文第4条(d)に定められる算出ルールに従い、新株予約権及びその他の報奨の将来の付与に使用することが出来る。

<訂正後>

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	ファイザー・インク 記名式額面普通株式(額面金額：0.05ドル)(注1)(注2)
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権1個につき1株 本新株予約権の目的になる株式の総数は2,578,777株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき21.97米ドル(1,709円)(注2)(注3)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	56,655,731米ドル(4,407,249,314円)(注2)(注3)(注4)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格：新株予約権1個につき21.97米ドル(1,709円)(注2)(注3) 資本組入額：新株予約権1個につき0.05米ドル(4円)
新株予約権の行使期間	自2015年2月23日 至2022年2月22日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	アメリカ合衆国08534 ニュージャージー州 ベニントン私書箱 06-02-SOP メリルリンチ・ドライブ 1600 メリルリンチ・プロセシングセンター ファイザー・ストック・オプション・ユニット
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の付与時に報酬委員会がこれを定める。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項	原則として本新株予約権を譲渡することは出来ない。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	後掲本プランの訳文第4条(c)を参照のこと。

- (注1) 新株予約権の目的となる株式は、既に発行され当社が買い戻した自己株式、金庫株又は新規発行株式を使用する予定である。
- (注2) 合併、併合、資本再編成、再組織、株式配当、特別現金配当、株式分割、株式併合、スポンオフ若しくは同様の取引又は当社株式に影響を及ぼすその他の会社構造の変更が行われた場合、本プラン及び新株予約権に対し、適切な調整及びその他の差替えが行われるものとする。かかる調整には、報酬委員会が本プランに定められる制限に従って適当と決定する、本プランに基づいて交付される有価証券の総数、クラス及び種類に対する調整、加入者全体又は一名に対する調整、新株予約権の数量、クラス及びオプション又は行使価格に対する調整が含まれるが、それらに限定されない。
- (注3) 新株予約権の行使時の払込金額は、米国ニューヨーク証券取引所における当社普通株式の2012年1月3日における1株当たりの終値に基づいている。
- (注4) 本届出書によって募集する新株予約権が、当社普通株式の同等数を購入するために全て行使された場合を前提とする。
- (注5) いかなる状況であっても、当社は新株予約権を再取得しない。消滅、期間満了、失権若しくは取消となった又は現金で決済された新株予約権の対象となる株式は、全部か一部かにかかわらず、後掲本プランの訳文第4条(d)に定められる算出ルールに従い、新株予約権及びその他の報奨の将来の付与に使用することが出来る。

(摘要)

- ① 新株予約権行使の効力の発生及び新株予約権の行使後第1回目の配当：本プラン第6条(c)の記載のとおり、報酬委員会により別段の決定がなされない限り、オプションはオプション保有者により、またオプション保有者が死亡した場合は、その遺族又は遺贈若しくは相続により若しくはオプション保有者の死亡を理由としてオプションの行使権を取得した者により、(i)当社若しくはその代表者宛ての、又は報酬委員会が採用するその他の通知方法による権利行使通知の交付をもって、また(ii)オプション価格の支払い又は報酬委員会が承認し報酬委員会が採用する制限に従ったその他のオプション価格の支払方法をもって、行使されたものとみなされる。行使通知は、交付後は取消不能とする。前記にもかかわらず、また、報酬委員会が別段の決定をしない限り、(i)オプション保有者が死亡し、(ii)同者の代理人がオプションの行使権を有し、(iii)オプションが行使可能最終日までに行使されず、かつ(iv)1株当たりのオプション価格が当該日における当社株式の公正な市場価値を下回った場合、オプションは現金を伴わない行使手続きを経て当該日に行使されたものとみなされ、その結果、要求されるオプション価格及び源泉課税控除後の手取金が代理人に支払われるものとする。

株式を取得するために新株予約権を行使し、その行使によって当該株式を取得した従業員は、配当が発表された際の配当受領権を含む、当社普通株式の株主と同様の権利を与えられる。新株予約権の行使後（すなわち「新規」株主となった後）に従業員に支払われる配当は、新株予約権の行使後、最初に発表された配当より、「既存」株主に支払われる配当と同様に取り扱われる。

- ② 株券の交付方法：新株予約権の行使により取得した株式は、従業員に発行され、振替制度によってその証券口座に預け入れられる。通常、新株予約権の行使時に、従業員に対して、株券は発行・交付されない。

以上